

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定 作成	R7.2.7	R7.4.28
	R6.1.18	R4.10.7
	R4.10.3	R4.5.26
	R4.5.13、R4.2.7	
	H25-12-26	

検討課題	31	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方		
区分	IV - B			
関連条例内容	<p>(条例の検証及び見直し手続)</p> <p>第25条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p>			
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の検証及び見直し手法について 			
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第23条に規定された条例の検証及び見直し手続を進めるために特に規定したものはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような手順で検証し、その結果をもとに、どのような方法で適切な措置を講じるのか、検証の手順等の手続きを検討。 ・ 検証した結果、条例内容についての見直しを検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有権者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、検討課題33のカルテは廃止し、本カルテに統合することを確認。(令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会) ・ 条項ごとに各会派の意見を集約し、評価・検証を行った。さらに議論が必要なものについては、再度各会派で確認のうえ、次回検討部会で協議することとした。(令和4年5月13日 議会改革推進会議検討部会) 	

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正の必要性など、さらに議論を行うこととした条項の検証内容について、各会派から再度意見集約を行い協議した結果、条例改正は行わないこととした。なお、この検証結果からさらに取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮等の現条例に規定されていない事項について、今後の検討課題として取り組むこととした。 (令和4年5月26日 議会改革推進会議検討部会) ・ これまでの検証経過及び結果等について「亀山市議会基本条例検証報告書」を作成し、第77回検討部会において取りまとめた。(令和4年10月3日議会改革推進会議検討部会) ・ 亀山市議会基本条例の検証結果についてまとめた「亀山市議会基本条例検証報告書」について確認し、条例の検証については、今回の検証結果と野線御に新たに取り組む検討課題に対する協議を踏まえた上で、今後必要に応じて条例改正を行うものとし、この検討課題については、継続することを決定した。(令和4年10月7日 議会改革推進会議) ・ 「災害や感染症等の危機管理の対応」と「障がい者への合理的配慮」について、他市の議会基本条例の規定についてまとめた資料を参考とし、各会派で意見を確認することとした。 (令和6年1月18日 検討部会) ・ 「災害や感染症等の危機管理の対応」及び「障がい者への合理的配慮」に関する規定を追加する条例の見直しについて、プロジェクトチームを設置し協議を進めていくことを確認した。(令和7年1月23日 第94回検討部会)

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム会議において、議会の災害対応についての条文を追記する方向で令和8年10月までに条例改正を行うこととする。また、他市議会の規定について改めて調査し、業務継続計画についても研究することを確認。「障がい者への合理的配慮」については、「障がい者」だけにとどまらず、幅広い視点で「多様性」についても議論する。条例検証の Spann や、検証方法については、第三者による検証の必要性も含めて協議。（令和7年2月20日プロジェクトチーム会議） ・プロジェクトチームで協議した上記の内容について報告し、今後の方向性を確認した。（令和7年2月20日第96回検討部会）